

令和5年 滑川町農業委員会 第8回総会 議事録

召集月日	令和5年8月17日(木)				
開 会	令和5年8月25日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和5年8月25日(金) 午前10時30分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	欠席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	9番	赤沼 裕	10番	金子修治	

第 8 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 33 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 34 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 35 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告が14番井上農業委員より出ております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第8回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第8回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議

席番号 9 番赤沼委員、議席番号 10 番金子委員にお願い致します。
なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 33 号「農地法第 3 条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 33 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、合計 1,390 m²になります。それでは申請番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 33 号資料 1 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、1,390 m²になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおり所有ならびに耕作農地はございません。申請理由ですが、自家消費畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班班長 2 番吉田です。現地調査を 8 月 19 日土曜日午前 8 時半から農業委員 3 名、推進委員 3 名にて行いました。担当も私な

ので詳細を報告いたします。現地は〇〇〇の脇の道を北に約×××キロ行ったところの〇〇〇というお店がありますが、その南側になります。現地は柿の木が植わっております。その土地をそのまま果樹として経営したいということで、書類の方には作付け計画や理由書などがついております。理由書の方を読ませていただきます。私は父の農地を10年近く手伝って農作業系作業歴があり、今回農地を取得する経過につきましては、現在の土地所有者でございます〇〇〇様から、高齢のため自分の方で維持等を行うことが難しいため農地の利用について相談がございました。私は果物の栽培に興味があり、農地の取得をすることに決めました。また、農機具等は父が所有しているものを借用して農地の管理を行います。以上のことが農地法第3条に基づく手続きをさせていただく理由となります。現地の方は非常に綺麗に作付けされておりまして、境界も作業前に測量会社の方に依頼をしてありしっかりとっております。当然農地として作業しますので形状等は変わらないので問題がないと思います。以上、審議の方宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。当該農地は既に適正に管理されております。引き続き管理していくわけですが、それに伴う農機具資材等も適切に計画されておりますので報告させていただきます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第33号番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第33号番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。以上で日程第2の審議を終わります。

議 長 日程第3議案第34号農地法5条についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第34号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は7件、3,394.08㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第34号資料1-①から⑥と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振区域外の農地、413㎡同じく×××番×××、田、農振区域外の農地、413㎡、合計2筆、826㎡になります。農地の区分は駅から500m以内の区域の農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○市大字○○○×××番地×××、□□□、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅2棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長9番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告をします。今回、4班は5件の申請案件がございまして、8月19日土曜日8時から農業委員4名、最適化推進委員2名で、順次申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります田幡委員に報告をお願いいたします。

6 番 4班6番田幡只夫でございます。ただいま班長がおっしゃった通り、8月19日現地調査を行いました。この土地は○○○から東で約×××m離れたところの土地でございます。本件物件につきましては、既に隣接する北側の土地が開発されておりまして、宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。開発当初の話によりますと、この土地が当初計画に対しては、買収が可能でなかったということから、今回、地主さんと交渉し買収が可能になった

ので□□□の方が買収をし、分譲住宅を計画していきたいという
ものでございます。駅に近いことから理由書の通り、利便性の高
い土地であります。また周辺の農地も現在はございませんので支
障ないというふうに思いますので、慎重ご審議をお願いいたした
いと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。本申請地は、○○○に近く
て、近年宅地化が進んできています。またこの農地は現在休耕さ
れていて、保全管理されています。周辺には農地がございますが、
ここに住宅が建築されても、現在のところ周辺農地への影響はな
いと思われまます。本申請に関する意見は以上になります。ご審議
の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さん
から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この
件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします
。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にする
ことに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 1 については、許可
相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号番号 2 について事務局より説明をお
願いします。

事務局 続きまして番号 2 を説明させていただきます。議案書は 2 頁になり
ます。図面につきましては、机に置かせていただきましたが、議
案第 34 号資料 2 - ②が差し替え、2 - ③が追加となっております
のでそちらをご覧ください。それでは説明致します。番号 2、
申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、
農振地域内の農地、431 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の
農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地
と判断致します。申請人ですが譲渡人は、2 名おりまして、○○

○町大字○○○×××番地×××、□□□様、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○市○○○×××番×××号○○○×××号室、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長9番赤沼です。8月19日土曜日に先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります田幡委員に報告をお願いいたします。

6 番 4班6番田幡でございます。ただいま班長がおっしゃった通り、8月19日現地調査を行いました。場所につきましては、先ほど報告申し上げました1番の土地の○○○から北に向かいまして○○○を○○○の方向に向かいまして、○○○というのがございますが、その交差点を右折して東に向かい、×××mほど行きますと○○○というのがありますが、その南側にあたる土地でございます。隣が○○○でございますが高台のところにあります。現地についての調査報告をいたします。現地につきましては先ほど事務局から説明がありましたように、地元の方の所有する農地を、○○○に居住する方が購入をして個人住宅を建てるということの案件でございます。現地につきましては現在耕作がされておりました、多少の勾配があります。申請図面によりますと、外周に素掘り側溝を設けて、開発地内の水は近隣に出ないようにしていくということで図面が出ております。また現地での説明も、そういう形で説明をいただきました。また文化財の発掘調査につきましても、昨日行ったそうでございますが、何も出てこなかったということでございます。現地については、非常に住宅地には適しているというようなことで、家を建てることにしたところでございますが、近隣の畑についても御迷惑がかからないようにするというのでございますので、支障ないものと思います。以上で

ございますが慎重審議をお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。申請地は、先ほど田幡委員さんが説明された通りでございます。この畑は現在、野菜などが作付けされていて、調査に行ったときには、親子で野菜の手入れや、草とりに来ていました。周辺には西側と南側に農地がありますが、休耕され同意書を添付されております。周辺農地への影響は現在のところほとんどないと思われまます。本計画に対する申請は、やむを得ないと思います。この計画に対する意見は以上になります、宜しくお願いします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして、議案第 34 号番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 3 を説明させていただきます。議案書は 2 頁から 3 頁、図面は議案第 34 号資料 3-①から③と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振区域外の農地、151 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、2.08 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、14 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、153 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、41 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、118 m²の合計 6 筆、479.08 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農

地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は4名おりまして、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町〇〇〇×××丁目×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 9 番 4班班長9番赤沼です。8月19日土曜日に先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります金井委員に報告をお願いいたします。
- 13 番 4班13番金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇を越え×××mほど進んだ右側の奥になります。申請者は〇〇〇にある借家にお住まいの□□□さんで、申請内容としては申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在、〇〇〇の借家に家族3人で生活をしているが、手狭になってきており、持ち家を建築したく敷地を探した結果、本申請地に巡り合い、購入することとし許可の申請をしたとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で東側は宅地、北側西側南側は現在、土地提供者の畑です。西側の畑の先は住宅地となっており、町道には公共下水道が敷設されています。進入路が計画されており、住宅部分は一部盛土を行う造成の建築計画となっています。雨水の処理は浸透枳が計画されています。なお進入路の幅が2.2mと狭く感じられますが、南東側に昨年2月に許可されて、建築済みの住宅があり、そちらとの共用で道路幅は4m以上となっています。添付書類として、土地利用計画図、造成計画図、建築計

画図、資金計画書、工事見積書、隣接農地所有者の同意書と、関係者の委任状などがあります。審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。本申請地は、○○○のところで、農地の集積よりも宅地化が進んできています。この農地は現在休耕され保全管理されています。周辺には農地がありますが現在休耕されていますので、周辺農地への影響は現在ほとんどないと思われます。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 3 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 4 を説明させていただきます。議案書は 3 頁、図面は議案第 34 号資料 4-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 4、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振区域外の農地、114 m²、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、283 m²の合計 2 筆、397 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は 2 名おりまして、○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得

し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長 9番赤沼です。8月19日土曜日に先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります金井委員に報告をお願いいたします。

13 番 4班 13番金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を左折し×××mほど進んだところを右折して、〇〇〇を越え×××mほど進んだ左側になります。申請者は〇〇〇町〇〇〇にある親の持ち家に住んでいる□□□さんです。申請内容としては申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在、親の家に家族3人で生活しているが、手狭になってきており持ち家を建築したく、敷地を複数箇所探した結果、本申請地が仕事や介護、子供の環境などで最適と思われて購入することとし、許可の申請をしたとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で周囲は南側と西側が道路、北側は雑種地を挟んで〇〇〇、東側は次の議案になる申請地となっております。南側の町道には、公共下水道管が敷設されています。添付書類として、土地利用計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、開発行為許可申請書などがあります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。本申請は〇〇〇で、農地と既存の住宅と新しい住宅などが混在しているところにあります。また、この農地は現在休耕されています。周辺には農地が点在していますが、農地の集積よりも、宅地化が進んできています。なお、周辺農地への影響はほとんどないと思われます。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 4 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号番号 5 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 5 を説明させていただきます。議案書は同じく 3 頁、図面は議案第 34 号資料 5 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 5、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、398 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇×××、□□□様。〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××号、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4 班班長 9 番赤沼です。8 月 19 日土曜日に先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります金井委員に報告をお願いいたします。

13 番 4 班 13 番金井です。地法第 5 条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号

から南に向かい、〇〇〇の信号を左折し×××mほど進んだところを右折し、〇〇〇を越え×××mほど進んだ左側になり、前の議案の東隣になります。申請者は〇〇〇県〇〇〇市にお住まいの□□□さんと、〇〇〇県〇〇〇市にお住まいの□□□さんです。申請内容としては申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在それぞれ別のところに住んでおり、子供も生まれ家族で暮らす住まいを構えたいと思い住宅を建築する計画をしました。土地を選定するにあたり通勤が可能な範囲であることと妻の実家へも行き来ができることを条件にして、中間あたりである申請地を選択したとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で周囲は西側が先ほど審議した土地、北側は雑種地を挟んでの〇〇〇、東側は既存の住宅となっております。南側の町道には公共下水道管が設置されています。添付書類として土地利用計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、開発行為許可申請書などがあります。審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。申請地は、先ほどの申請番号4の隣で、この農地は現在休耕中で保全管理されています。周辺には農地が点在していますが、周辺農地への影響はほとんどないと思われま。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議のほどお願いたします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第34号番号5については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして、議案第 34 号番号 6 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 6 を説明させていただきます。議案書は 4 頁、図面は議案第 34 号資料 6 - ①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 6、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、463 m²になります。農地の区分は 10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断致します。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は、既存敷地の拡張によるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様と□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字□□□×××番地×××、〇〇〇□□□様です。申請事由ですが、寄付により所有権を取得し、駐車場として利用するため転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班班長 2 番吉田です。現地調査を 8 月 19 日 8 時半から、先ほどの〇〇〇地区の現地調査を行った後に、〇〇〇の方を行いました。詳細につきましては担当委員であります齋藤委員よりお願いいたします。

3 番 3 番担当委員の齋藤です。現地確認の調査報告をいたします。譲渡人に□□□、□□□から譲受人〇〇〇□□□氏への寄付の農地所有権の移転および移転後の駐車場への転用計画の案件でございます。申請場所につきましては滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、地目は畑 463 m²でございます。申請地は、〇〇〇を〇〇〇方面から〇〇〇の信号を左折し西へ約×××キロ進行し、〇〇〇を左折し約×××m 行った右側が申請地でございます。理由書がございますので読ませていただきます。〇〇〇は主に〇〇〇地区を主体に 128 戸の檀家がある小規模な寺です。住職の私

は〇〇〇も兼ねており〇〇〇には法事のたび〇〇〇から通っております。寺には〇〇〇もあり見学者が寺の駐車場を利用します。このため、法事などと重なる場合は駐車場が不足する場合があります。特にお寺の行事で大勢集まる1月4日の年始めと8月15日の施餓鬼です。現況図に示す通り駐車スペースは18台ですが、一般客のスペースは13台と全く足りておりません。このため200m離れた町道に路上駐車しており、路上駐車による事故や8月の暑い時期に高齢者が長距離を歩くことなど心配がありました。こんなおり、以前、総代をされていた□□□さんから次のような申し出がありました。自分もお寺の役員をしたことがあるので駐車場が不足していることを承知していた。所有する畑は家から遠く耕作していないが、お寺の近くなので荒れさせたくないと思い管理を続けてきた。しかし高齢なためそろそろ限界と思っている。夫婦で話し合い、お寺で使ってもらえるならば、寄贈したいとの申し出がありました。この土地を駐車場として利用できるならば、路上駐車の手配なども解除されることと思います。以上のことをご考察の上、ご許可いただきたく申請する次第ですとのことです。周辺地域に隣接する建築物はなく転用するにあたって生じる土地等の被害につきましては北側の畑に土砂が流出しないようブロック積み土留めを設ける。被害が出た場合は譲受人の責任で対応するとのことでございます。今回の案件でございますが〇〇〇は古来より地域の発展に寄与しており、今回の取得につきましては特段問題ないと考察いたします。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。今月19日に調査した農地ですが保全管理されており問題ありません。これから転用して駐車になっていくわけですが、周辺地域への農地についても、地権者から同意を得て問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さん

から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 6 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして、議案第 34 号番号 7 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 7 を説明させていただきます。議案書は同じく 4 頁、図面は議案第 34 号資料 7-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 7、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、400 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇×××号室、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権 30 年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3 班班長 12 番宮島です。8 月 19 日土曜日、午前 8 時より、3 班の委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましても私が担当員でありますので、引き続き説明いたします。申請地は〇〇〇を出て〇〇〇の交差点を左折して〇〇〇を〇〇〇方面に向かい×××目の信号を右折して×××m ほど〇〇〇地区方面に向かい左折して約×××m の右手になります。申請書が添付されておりますので読んでいきたいと

いうふうに思います。現在私は〇〇〇市のアパートに妻と子供と3人で住んでおります。子供が2歳になり手狭になってきたので、将来のことを考え自己用住宅を建てたいと決意した次第です。夫婦で働いているため子供の面倒を見てもらいたいので実家の近くで物件を探したということで3点ほどの候補地を検討したということでしたが、なかなか良い土地がないということでした。そこで親に相談したところ、今回の申請地、〇〇〇×××番地×××に400㎡を借りることになりましたということですのでございます。排水につきましても、近くに集落排水が来ているようなことでした。それで土地のことですが、父は現在20年以上継続して〇〇〇町の市街化調整区域居住しており、現在私は持ち家や自己住宅を建築することが可能ということなので今回契約をしたということですのでございます。次に□□□さんですが□□□さんのお子さんでございます。子供が親の土地を30年間借りて建物を建てたいというようなことですのでございます。申請書には土地利用計画図、排水施設計画平面図、建物設計図、資金調達計画書、建設費見積書が添付されております。排水については集落排水が近くに来ておりますので問題ないと思います。地形でございますが、申請地は、ほぼフラットの土地でございまして切盛をする土木工事等はございません。また隣接土地は町道と父親が所有する山林と畑に面しておりますので隣地の人に対する迷惑というのは考えられないというふうに思います。境界につきましても明確に現地調査をいたしましたところ、入っております。また周辺に、もし被害があった場合は□□□が責任を持って対処するということになっております。調査の結果この件についてはやむを得ないものというふうに考えます。以上、調査結果を報告します。ありがとうございます。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。19日に現地調査したところ、詳しいことは今、宮島委員が申した通りですが、少し南側の方の土地と高低差がありますので、雨水対策としましては、本体工事

をやるときには具体的に実施することによってですね、下流への被害をないようにするというところでございました。それと理由書にもありますが、将来的には親の面倒を見るにも近い土地ですので、何ら問題はないかなというふうに思います。以上、意見とします。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 34 号番号 7 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程 3 議案第 34 号は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 35 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 35 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 1 筆 2,933 ㎡となります。内訳は 9 年賃借 1 筆 2,933 ㎡詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それではないようですので、この件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認することに決定いたしました。日程第4は、以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和5年第8回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 お忙しい中ご出席いただき慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和5年第8回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年9月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 赤 沼 裕

署名委員 金 子 修 治